

保育所(園)等継続利用のご案内(令和8年度)

西条市
保育・幼稚園課

継続利用希望の方へ

幼稚園や保育所等を継続してご利用いただくためには、保育の必要性に応じた認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。継続入所希望の方は、教育・保育給付認定申請と継続入所申請を併せて行います。

認定区分	受付期間	受付場所	必要書類(3ページへ)
1号 (幼稚園部門)	令和7年11月4日(火) ～令和7年11月25日(火)	在籍中の 幼稚園	・現況届兼施設利用申込書 ・その他必要書類
2.3号 (保育部門)		認定こども園 保育所(園) 地域型保育事業所	・現況届兼施設利用申込書 ・保育の必要理由が分かる書類 ・その他必要書類

※「現況届兼施設利用申込書」は、在籍中の児童分です。きょうだいが新規の申込みをする場合は、必ず「教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書」を受付期間内にご提出ください。

転園希望(地域型保育施設の入所期限満了を含む)の方へ

転園をご希望の方は、新規申込みと同じ取扱いとなり、保育の必要程度によって利用調整を行います。

4月に転園をご希望の方は、利用調整結果によっては現在の施設を退所となる場合があります。(2.3号)

認定区分	転園時期	受付期間	受付場所	必要書類(3ページへ)
1号 (幼稚園部門)	令和8年4月 (年度当初)	【公立】 令和7年11月4日(火) ～令和7年11月25日(火) 【私立】 施設ごとに異なりますので 直接お問い合わせください	第一希望の 幼稚園 認定こども園	・現況届兼施設利用申込書 ・その他必要書類
	令和8年5月 以降 (年度途中)	随時受付しております 各施設にお問い合わせください		
2.3号 (保育部門)	令和8年4月 (年度当初)	【期間内】 令和7年11月4日(火) ～令和7年11月25日(火)	第一希望の 保育所(園) 認定こども園 地域型事業所	・現況届兼施設利用申込書 ・保育の必要理由が分かる書類 ・問診票 ・希望調査票 ・その他必要書類
		【期間外】 令和7年11月26日(水) ～令和8年2月27日(金)	本庁 保育・幼稚園課 または 西部支所 市民福祉課	本庁保育・幼稚園課に お問い合わせください
	令和8年5月 以降 (年度途中)	入所希望月の前々月の月末まで		・保育所変更届 ・問診票 ・希望調査票

令和8年度保育所等施設におけるクラス年齢

クラス 年齢	児童生年月日	入所期間（最大）		
		保育所(園)・認定こども園	地域型保育事業所	幼稚園
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	令和9年3月31日		令和9年3月31日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日		令和10年3月31日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日		令和11年3月31日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日	令和9年3月31日	
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日	令和10年3月31日	
0歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日	令和14年3月31日	令和11年3月31日	
	令和8年4月2日～令和9年4月1日	令和15年3月31日	令和12年3月31日	

入所の決定

【4月（年度当初）】

継続の方	全施設	令和8年3月下旬頃に入所承諾書発送予定
転園の方	幼稚園（公立）	令和7年12月中に入所承諾書発送予定
	保育所(園) 認定こども園（1～3号） 地域型事業所	令和8年2月下旬～3月上旬に入所承諾書発送予定 ※期間外受付の場合、発送が遅れることがあります

※継続入所希望の方の利用調整はありません。

【5月以降（転園）】

幼稚園部門	申請書受付後、入所承諾書順次発送予定
保育部門	入所希望月の前月の下旬頃に入所承諾書発送予定

西条市ホームページ
（継続・転園手続きのご案内）はこちら



保育料および副食費について

1号認定（幼稚園部門）：満3歳児クラスから保育料無償

2号認定（保育部門）：3歳児クラス（4月1日時点で3歳）から保育料無償

保育料および副食費は保護者の市民税の所得割額により毎年4月と9月に決定します。

期間	算定基準となる税	算定の対象者	保育料等決定通知時期 (途中入所の場合は入所前月の下旬頃)
令和8年4月～令和8年8月	令和6年中（令和6年1月1日～12月31日） の収入に基づく市民税所得割額	児童の父母 および 扶養義務者	令和8年4月中旬頃通知予定
令和8年9月～令和9年3月	令和7年中（令和7年1月1日～12月31日） の収入に基づく市民税所得割額		令和8年8月下旬頃通知予定

※ 無償化対象の方も、食材料費（主食費及び副食費）については施設ごとに定められた額をお支払いいただきます。
(年収360万円未満相当世帯の児童及び第3子以降の児童については副食費のみ免除となります)

※ 保育料および副食費を算定する市民税所得割額の計算には、「住宅借入金等特別税額控除」「配当控除」「寄附金税額控除」「外国税額控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」は適用されません。

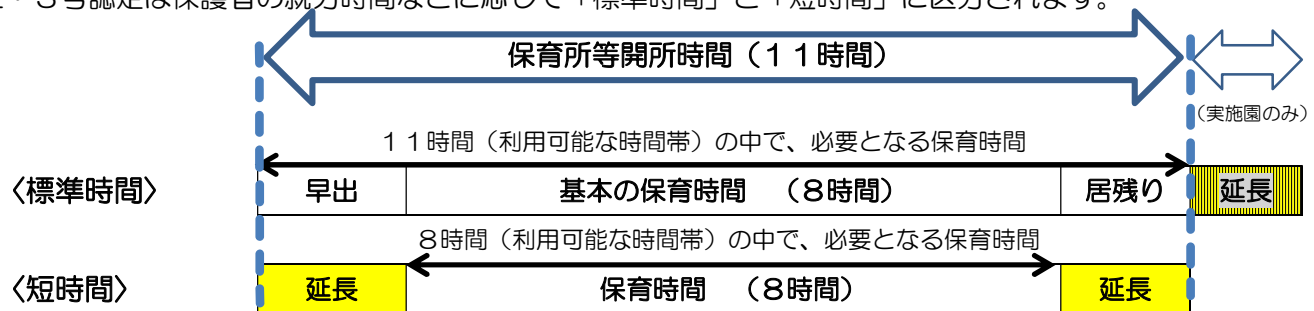
※ 保護者の収入が生活保護基準額より少ない場合で、同居している祖父母等がいる場合、最多収入者の市民税額を合算し保育料および副食費の算定をします。(住民票上別世帯になっていても同じ住所の場合は「同居」とみなします)

※ 市民税が未申告の場合は保育料および副食費の算定ができませんので、必ず申告を行ってください。
算定年度の市民税が未確定の場合は、最も高い階層で仮決定しますのでご了承ください。

※ 市民税額の調査により税額が変更になっていた場合、令和8年度分の保育料および副食費については再計算しますので、追徴または還付となることがあります。

保育の必要性(保育時間の区分)

2・3号認定は保護者の就労時間などに応じて「標準時間」と「短時間」に区分されます。



保育必要量の区分	標準時間	月120時間以上勤務の方、妊娠・出産、疾病・障害 など
	短時間	月64時間以上勤務の方、求職活動、育児休業 など

※ 受入時間は各施設により異なります。詳しくはホームページをご確認ください。

※ 延長保育を利用した場合は別途延長料金が必要となります。

※ 勤務地や勤務時間帯等により、短時間認定での送迎が難しい場合は、本庁保育・幼稚園課までご相談ください。

提出が必要な書類について

※必要書類は必ず期間内に揃えてご提出ください。

1号認定(幼稚園部門)：現況届兼施設利用申込書＋②（該当する方のみ）

2・3号(保育部門)：現況届兼施設利用申込書＋①＋②～④(該当する方のみ)

① 保育を必要とする理由が分かる書類 ※証明書の証明日は令和7年10月1日以降のものを有効とします

保育を必要とする理由 ()は認定期間の限度		提出が必要な書類	書類チェック欄	
			父	母
1	会社等に常勤・パート等で勤務 (1か月64時間以上)	・就労証明書(内定者含む)※事業所の担当者記入のもの	☐	☐
	自営業・自営手伝い ※農業・漁業を含む (1か月64時間以上)	・就労証明書(自営中心者記入の者) ・自営業の証明書(以下の書類) 自営中心者：(1)～(4)いずれかのコピー (1)確定申告書 (2)開業届 (3)営業許可証 (4)売り上げや収支が分かる書類 自営手伝い：(ア)～(オ)いずれかのコピー (ア)確定申告書(中心者の屋号・氏名が確認できるページ) および専従者に関する事項が確認できるページ (イ)青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書 (ウ)協力者の源泉徴収票 (エ)給与明細(代表者が証明する者)直近3カ月分 (オ)自営業中心者の①～④いずれか	☐	☐
	内職	・就労証明書 ・タイムスケジュール・支給明細書 等	☐	☐
2	妊娠・出産 (出産予定日の月の前後各2カ月)	・母子健康手帳(母の氏名・出産予定日が確認できるページ)(コピー)		
3	保護者の病気・障害等	・診断書(家庭保育が困難である旨が記載されたもの) または身体障害者手帳等(コピー)		
4	病人(親族)の介護・看護等 (1か月64時間以上)	・介護(看護)申立書 ・タイムスケジュール ・介護(看護)対象者の診断書または状況手帳等状況がわかるもの(コピー)	☐	☐
5	災害復旧	・罹災証明書	☐	☐
6	求職活動(最大3カ月間) (起業準備含む)	・求職申立書 ・ハローワークの登録証等(コピー)※必須ではありません ・起業後の内容や起業準備の状況を確認できる書類(起業準備の場合)	☐	☐
7	就学(就学期間終了月まで) (1か月64時間以上)	・就学申立書 ・タイムスケジュール(通学時間を含む) ・学生証(コピー)または在学証明書(在籍期間がわかるもの) ・カリキュラム(月64時間以上就学していることがわかるもの)	☐	☐
8	育児休業 ※保育所入所中の児童で継続利用 が必要と認定されている方	・就労証明書(育児期間欄の記載があるもの) ・継続認定申立書及び誓約書 ※育児取得対象児が満1歳になる日まで	☐	☐
9	その他(DV・虐待等)	※お問合せ先までご相談ください。	☐	☐

※ 放課後児童クラブを利用予定のきょうだいがいる場合は、同様の書類が必要となるため、コピーを保管してください。

② 下表に該当する場合はご提出ください。(利用調整や保育料・副食費を算定する際に必要な書類です)

	項目	提出が必要な書類	チェック
ア	ひとり親世帯	・児童扶養手当証書 ・ひとり親世帯等医療費受給者証 ・戸籍謄本（離婚日がわかるもの） ※上記いずれかのコピー	☐
イ	生活保護世帯	生活保護受給者証のコピー	☐
ウ	申込み児童又は同居家族の中に障害を有する方がいる場合	・障害者手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・国民年金の障害基礎年金証書 ※上記いずれかのコピー	☐
エ	令和7年1月1日時点で西条市に住民登録がない方	・令和7年度課税証明書（父・母） ※ マイナンバーで確認できる場合は省略できます。	☐
オ	令和8年1月1日時点で西条市に住民登録がない方	・令和8年度課税証明書（父・母） ※ マイナンバーで確認できる場合は省略できます。	☐
カ	令和6年中または令和7年中に海外勤務をされた方	・会社から発行される給与支払証明書 「令和6年1月～令和6年12月分」または「令和7年1月～令和7年12月分」（所得税や社会保険料等が記載されているもの） ※外国語で記載されている場合、和訳文を添付してください	☐
キ	きょうだいが未移行幼稚園や障がい児福祉施設に通園している	・きょうだいの在園証明書 ※ 第2子・3子の減額対象となるため提出してください。 ※ 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園に通っている場合は提出不要です。	☐

ア～ウ・キは保育料及び副食費の減額に必要な書類です。提出がない場合は減額対象にはなりません。

提出日の翌月より対象となります。(遡及はありません)

また、提出された場合でも、保育料および副食費の階層により減額とならない場合もあります。

③児童問診票(転園希望の方のみ)：0歳児～2歳児用または3歳児～5歳児用

アレルギー、持病、健康上または発達上気になることは、保育を行う際の参考になりますのでご記入ください。

④希望調査票(転園希望の方のみ)

利用調整の際に参考にします。記入がない場合はご希望に添えないことがあります。

【保育を必要とする理由の証明書について】

保育を必要とする理由の証明書は、父母それぞれ必要です。

※きょうだいで同時に申し込みされる場合、証明書は1部で構いません。



令和8年4月1日時点での保育を必要とする理由の証明書をご提出ください。

求職活動等により、受付期間内に令和8年4月1日時点の保育の必要理由が分かる書類が提出できない場合は、「不備申立書」をご提出ください。

例) 令和7年11月～令和8年1月まで「求職活動」の認定の場合

申立書(不備用)に「現在求職中のため、就労証明書は提出できません。就労先が決まり次第、令和8年1月31日までに就労証明書を提出します。」という旨を記入し、ご提出ください。

【診断書をご提出の方へ】

診断書には「家庭保育ができない」という旨の記載が必要です。また、治療期間が明確な場合、その期間も記載していただくよう依頼してください。

【求職申立書をご提出の方へ】

4月から求職の認定を受けられる場合、認定期間は6月30日までです。

それまでに、雇用開始日が7月1日より前の（7月1日含む）就労証明書をご提出ください。

求職認定期間内にご提出できない場合は、原則退所となります。

【就労証明書をご提出の方へ】

就労証明書の発行には時間を要する場合がありますため、早めの依頼をお願いいたします。

内容について西条市から就労先事業所等に直接お問い合わせすることがあります。

就労先事業所等に無断で作成又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

【令和7年度中に「育児休業延長」を理由に保育所等を利用されている方へ】

当該児童が令和８年度も保育所等を継続して利用するためには、最長４月３０日までの育児休業延長とし、遅くとも５月１日から職場復帰することが条件となります。(復帰日につきましては事業所の方とご相談ください)

【認定こども園に在籍中で1号(幼稚園部門)から2号(保育部門)に変更を希望される方へ】

1号から2号に変更を希望される場合、保育の必要理由がその月中に発生することが条件となります。

例) 4月から2号に変更を希望する場合 ○: 4月中に就労を開始(または育休復帰)する

×：5月から就労を開始(または育休復帰)する

※実際に変更が可能かどうかは事前に施設へご相談ください。

注意事項

【転園希望の方の入所調整について(2.3号)】

- ・転園をご希望の方は、新規申込みと同じ取り扱いとなり、保育の必要程度によって利用調整を行います。

4月に転園をご希望の方は、利用調整結果によっては現在の施設を退所となる場合があります。(2.3号)

- ・転園先の保育施設でもならし保育があります。ならし保育は施設利用開始日前に行うことはできません。
- ・入所の最終決定は施設見学後になりますので、なるべく入所申し込み前の見学をおすすめします。
- ・入所可能状況は毎月20日頃にホームページにて公開いたします。(4月入所分の公開はありません)

【保育料及び副食費について】

- ・保育料及び副食費は月額です。病気や家庭の事情でより登園できない場合も在園している間がかかります。
※月途中退所の場合は日割りします。
- ・保育料および副食費を滞納した場合は、西条市保育料滞納対策実施規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分する場合があります。また、利用調整にも影響があります。(過去滞納分・きょうだい分を含む)

【家庭の状況等に変更があった方へ】

- ・世帯の状況や保育の必要理由等に変更がある場合、速やかに支給認定の変更を行ってください。

例) 住所異動、婚姻(離婚)、妊娠・出産、転職、退職等

- ・支給認定の変更は、原則、申請があった日の翌月初日から適用されます

変更申請書は、本庁保育・幼稚園課、西部支所市民福祉課、各施設で受付可能です。

※月末(末日が土曜、日曜、祝日の場合は前開庁日)までに本庁保育・幼稚園課、西部支所市民福祉課書類が届いていない場合は翌月からの変更ではなく、翌々月からの変更になりますので、施設に提出する場合はお早めをお願いいたします。

また、変更申請書を月末に提出された場合、変更後決定通知書がお手元に届くのは翌月になることがありますのでご了承ください。

- ・入所後、「保育を必要とする理由」に該当しなくなった場合は、原則退所となります。(2号・3号認定)

【従業員枠の方へ】

- ・地域型事業所に従業員枠で入所されている方が退職される場合、再度地域枠として新規入所申請書を提出していただく必要があります。

地域枠としての申請は、新規申込みと同じ取り扱いとなり、保育の必要程度によって利用調整を行います。

詳細は本庁保育・幼稚園課までお問い合わせください。

《お問合せ先》

西条市役所	保育・幼稚園課	認定給付係	☎	0897-52-1337 (直 通)
西部支所	市民福祉課	こども係	☎	0898-64-2700 (代 表)